

提出をお願いします

# 児童手当現況届 子育て世帯臨時特例給付金申請書



手当が受けられなくなりま  
すので、必ず6月30日(火)までに窓口  
へ提出してください。

なお、公務員の方は各勤務先  
(所属庁)で手続きしてくださ  
い。

問合せ 子育て支援課  
☎35-3140  
広報ID 1000636

## 児童手当現況届

児童手当を受給されている方  
は、毎年6月に現況届を提出す  
る必要があります。

この届出は、毎年6月1日時  
点の状況を記入していただき、  
児童手当を引き続き受給する  
要件があるかどうかを確認す  
るためのものです。

届出が必要な方には6月上  
旬に現況届を郵送します。提  
出されない場合、6月分以降の

## 子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金

の概要については、「広報たかや  
ま」5月15日号に掲載しまし  
た。給付金の申請受付を6月1  
日(月)より開始します。

### ■対象となる方

市から平成27年6月分の児  
童手当(特例給付※を除く)を  
受給される方です。

※特例給付とは、平成26年度の

所得が児童手当の所得制限  
限度額以上の方で、児童1  
人当たり月額一律5千円が  
給付されることをいいます。

### ■申請受付期間

6月1日(月)から11月2日(月)  
までです。

申請受付期間内に申請がな  
かった場合、給付金の受給は辞  
退されたものとみなしますの  
で、必ず申請受付期間内に手続  
きをお願いします。

### ■申請書・発送時期

平成27年度の子育て世帯臨  
時特例給付金の申請書は、児  
童手当現況届の様式裏面とな  
り、現況届の届出と子育て世帯  
臨時特例給付金の申請を同時  
に行っていたことにちなりま  
すので、申請書類は児童手当現  
況届の書類と合わせて郵送しま

す。

公務員の方は、各勤務先(所  
属庁)から別途申請書が配付さ  
れますので、その申請書を勤務  
先において、対象児童に係る平  
成27年6月分の児童手当受給  
者であることなどについての証  
明をしていただいたうえで、申  
請手続きをしていただくこと  
なりますが、申請先は、基準日  
(平成27年5月31日)において  
住民基本台帳に登録されている  
市町村となります。

### ■申請書の記載事項・添付書類

申請書類郵送時に「申請に関  
する留意事項」と「記載例」を  
同封しますので、よくお読みい  
ただき手続きをお願いします。

また、給付金の受取口座を見  
る児童手当振込口座以外にする場  
合には、本人確認書類(運転免  
許証など)や振込先金融機関  
口座確認書類(通帳またはキャ  
ッシュカードの写し)などの添付  
が必要になりますので、申請書  
と同封資料をご確認ください。

### ■申請書の提出先

子育て支援課(本庁1階)ま

たは各支所地域振興課の窓口  
に直接ご提出ください。

### ■子育て世帯臨時特例給付金 の給付

申請書の提出後、記載内容や  
添付書類、給付要件などを審  
査させていただき、給付の可否  
を決定し通知します。決定後、  
指定された口座へ給付金を振込  
みさせていただきますが、振込  
時期は10月以降となります。

問合せ 子育て支援課  
☎35-3140  
広報ID 10005573

## 臨時福祉給付金

臨時福祉給付金の申請受付  
開始は8月中旬以降を予定して  
います。具体的な申請手続き  
方法は、あらためて「広報たかや  
ま」でお知らせします。

問合せ 福祉課 ☎35-3139  
広報ID 10005573